女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 95号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の 規定に基づき特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第1項に規定する特定事業主行動計画を策定するものとする。

市		長	市長が任命する職員
市	会議	長	市会議長が任命する職員
選	举 管 理 委 員	会	選挙管理委員会が任命する職員
代	表監査委	員	代表監査委員が任命する職員
人	事 委 員	会	人事委員会が任命する職員
消	防局	長	消 防 局 長 が 任 命 す る 職 員
農	業 委 員	会	農業委員会が任命する職員
交	通   局	長	交通局長が任命する職員
上	下 水 道 局	長	上下水道局長が任命する職員

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人材育成推進室)